

個人情報保護制度における防犯（監視）カメラの
取扱い等について

答 申 -

平成19年4月

川崎市情報公開運営審議会

目 次

ま え が き	1
1 用語の定義.....	3
2 公開条例における画像の取扱いについて.....	3
3 保護条例における画像の取扱いについて.....	4
4 画像の個人情報開示請求の取扱いについて.....	5
5 実施機関の責務について.....	6

資料

1 川崎市長からの諮問書.....	1 1
2 川崎市情報公開運営審議会委員名簿.....	1 2
3 川崎市情報公開運営審議会における審議経過.....	1 3
4 川崎市公文書公開審査会諮問第47号答申.....	1 4

ま え が き

川崎市は、市民の知る権利を実効的に保障し「開かれた市政」の実現を目指すため、情報公開制度をはじめとした統合的情報公開制度の整備・充実に努めてきた。

近年、IT社会の急速な進展に伴い利便性が向上した反面、個人情報が一瞬に流出する危険性が増大しており、川崎市においても個人情報の保護への取組みが重要な課題となっている。このような中で、当審議会は平成18年10月17日付けで、阿部孝夫川崎市長から、個人情報保護制度の中で川崎市が設置し、管理する防犯（監視）カメラの取扱い等をどう考えるかについて諮問を受けた。

そこで、審議会では、本諮問について審議を行うため小委員会を設置し、防犯（監視）カメラにより撮影、記録された画像の個人情報としての取扱い等を中心として、3回にわたって集中的に審議を行った。このたび、小委員会における議論を中心として審議会での検討結果が得られたので、ここに答申する。

川崎市においては、本答申を踏まえ、制度の充実に向けて積極的に取り組まれることを期待するものである。

平成19年4月19日

川崎市情報公開運営審議会
会 長 藤 原 静 雄

1 用語の定義

川崎市情報公開条例（以下「公開条例」という。）及び川崎市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）で定められたものを除き、審議の対象とした事項にかかわる用語を定義し、この答申において使用するものとする。

- （１）防犯（監視）カメラ 川崎市が設置、又は管理する犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるものをいう。
- （２）画像 防犯（監視）カメラにより撮影し記録された画像で特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むものをいう。
- （３）実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会のうち、防犯（監視）カメラを設置し、又は管理するものをいう。

（説明）

- （１）「防犯（監視）カメラ」とは、川崎市が設置、又は管理するもので、犯罪の防止を目的とする防犯カメラのほか、行政上の目的・用途は犯罪の防止ではないものの、市民等から見て防犯カメラと区別のつきにくい、防災、施設管理、河川等保全、道路監視等を目的とする監視カメラも含むものである。また、本答申では特定の場所に継続的に設置されている防犯（監視）カメラのみを対象とし、広報映像、事業記録、被災状況等の撮影用に利用される携帯型のビデオカメラやデジタルカメラなど可搬式のカメラ等については、被写体となる個人が撮影行為の存在やその目的、用途等を認識し、同意を得ることも可能であるため、必要に応じ個別に判断するものとする。
- （２）「画像」とは、防犯（監視）カメラにより撮影され、モニター、パソコン等の画面に映しだされた画像、又は防犯（監視）カメラと結合した記録装置により記録された画像で、特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むものとする。
- （３）「実施機関」とは、条例で定められた実施機関のうち防犯（監視）カメラを設置し、又は管理するものとする。

2 公開条例における画像の取扱いについて

防犯（監視）カメラの設置目的により保管方法は異なるが、不特定多数の人を撮影し記録された画像は、一時的な記録ではあっても管理の実態上、画像は実施機関の管理下にある情報として考えられるため、公開条例で定められた公文書とすべきである。

（説明）

不特定多数の人を撮影し記録された画像で一定期間の保存の後、自動的に消去されている画像は、通例、公文書管理規則・規程の定めによる公文書として整理・保存はされない。しかしながら、管理の実態上の観点からは、画像は一時的な記録ではあっても実施機関の管理下にある情報として考えられるため、公開条例で定められた公文書とすべきである。

[根拠規定]

- (1) 文書管理規則第 2 条第 1 号「所管部局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録をいう。」
- (2) 公開条例第 2 条第 1 号「公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって当該実施機関が管理しているものをいう。」
- (3) 川崎市公文書公開審査会諮問第 4 7 号答申（平成 1 0 年 4 月 2 1 日付け）
- (4) 画像の開示方法
「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領（平成 1 7 年 4 月 1 日）」により開示する。

3 保護条例における画像の取扱いについて

実施機関は、防犯（監視）カメラにより撮影、記録された画像に、個人が識別できる画像が含まれている可能性があることを認識し、個人情報の保護の観点から別紙「個人情報の保護に配慮した防犯（監視）カメラの画像の取扱いに関する遵守事項」を踏まえ、画像の適正な取扱いに努めるべきである。

(1) 防犯（監視）カメラにより、不特定多数の人を撮影・記録する場合

不特定多数の人を撮影し記録される画像であっても、特定の個人を識別できる画像は条例に定められた「個人情報」と考えられる。実施機関は、当該画像に特定の個人が識別できる画像が含まれている可能性があることを認識し、画像管理責任者の設置やその目的に応じた防犯（監視）カメラの設置・運用基準等の作成など、画像の適正な維持・管理等に努めるべきである。なお、実施機関は防犯（監視）カメラを設置したときは、速やかに情報公開運営審議会に設置状況を報告するものとする。

(2) 防犯（監視）カメラにより、特定の個人を識別できる画像を収集し、組織的に利用するために保管する場合

実施機関は、防犯（監視）カメラにより他の情報と照合して特定の個人が識別される画像を収集し、組織的に利用するものとして保有する場合は、保護条例に定められた「保有個人情報」として取扱うべきである。

(説明)

近年、様々な情報が、文字を中心とした紙媒体の情報からインターネットや電磁的媒体など可搬性の高い媒体を利用した情報に移行してきており、大量の個人情報が瞬時に

流出する危険性が増大している。保護条例のもとでは、実施機関は個人情報を保護し、その適正な取扱いを定め公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図ることを求められている。

- (1) 防犯（監視）カメラにより撮影し、記録される画像の個人情報としての取扱いについては、実施機関は撮影対象が不特定多数の人であっても当該画像に特定の個人が識別できる画像が含まれている可能性があることを認識し、目的に応じた防犯（監視）カメラ設置・運用基準等を作成し、個人情報を保護する観点から画像の適正な維持・管理等に努める必要がある。なお、上記の理由から実施機関は防犯（監視）カメラを設置するときは、速やかに情報公開運営審議会に設置状況を報告をするものとする。
- (2) 窓口において申請や届出等を行った際に記録される個人情報や、防犯（監視）カメラが設置されている部屋への入退室の記録など、他の情報と照合して特定の個人を識別できる画像を収集し、この画像を組織的に利用するものとして実施機関が保有するときは、「保有個人情報（保護条例第2条第3号）」として取扱うべきである。

[根拠規定]

- (1) 保護条例第2条第2号「個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。）をいう。」
- (2) 同条第3号「保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（公開条例第2条第1号）に記録されているものに限る。」

関係条項（抜粋）

- ア 個人情報ファイル等の届出等（第8条）
- イ 収集の方法（第10条）
- ウ 利用及び提供の制限（第11条）
- エ 適正な維持管理等（第13条）
- オ 保有個人情報の開示義務（第17条）
- カ 保有個人情報の利用停止義務（第24条）

4 画像の個人情報開示請求の取扱いについて

実施機関は、防犯（監視）カメラにより撮影し、記録された画像における個人の画像に対する個人情報の開示請求があった場合は、本人確認について容ぼう・姿態等の外見上の情報だけではなく、他の情報と照合するなど慎重な取扱いをすべきである。

（説明）

画像による情報は、特定の個人を識別するという個人情報の観点では、画面上の容ぼう・姿態等の外見上の情報による判断に頼らざるを得ず、従来の文字情報と比較し、個人識別の完全性が高いとはいえない。画像の個人情報開示請求における本人確認については、誤って本人以外の個人の画像を開示し第三者の利益若しくはプライバシーを損なうことのないよう、他の情報と照合するなど慎重な取扱いとすべきである。

なお、開示の取扱いについては、自己情報コントロール権の保障と第三者の権利利益若しくはプライバシー保護との比較衡量の観点から、一定の合理性が求められることを周知する必要がある。

(1) 画像の開示方法

「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領(平成17年4月1日)」により開示する。

(2) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。(保護条例第2条第5号)

5 実施機関の責務について

実施機関は、防犯(監視)カメラを設置、又は管理するときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(説明)

防犯(監視)カメラの取扱いについては、経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成16年10月)」において、「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」が個人情報に該当する事例のひとつとして示されている。また、一部の自治体では、地域の防犯対策や撮影される人のプライバシー保護への配慮の視点から、防犯(監視)カメラの設置・管理基準等が作成されている。

本答申においては、川崎市が設置し、管理する防犯(監視)カメラにより撮影、記録される画像の取扱いについて、実施機関が個人情報を保護する観点から別紙「個人情報の保護に配慮した防犯(監視)カメラの画像の取扱いに関する遵守事項」を踏まえ適正に取扱うことを求めるとともに、その公的性格や条例を推進する立場から、民間事業者等に率先して模範となるよう市民の個人情報の保護に努めることを要望する。

個人情報の保護に配慮した防犯（監視）カメラの画像の取扱いに関する 遵守事項

1 適用の範囲

- (1) 防犯（監視）カメラ 川崎市が設置、又は管理する犯罪の防止を目的とする防犯カメラ及び防災、施設管理等を目的とする監視カメラで、特定の場所に継続的に設置され、かつ、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性のあるもの。
- (2) 画像 防犯（監視）カメラにより撮影され記録された画像で特定の個人を識別できる可能性のある画像を含むもの。
- (3) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会のうち、防犯（監視）カメラを設置し、又は管理するもの。

2 実施機関の責務

実施機関は、防犯（監視）カメラを設置、又は管理し、特定の個人を識別できる画像を撮影する可能性があるときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努める。

3 画像の収集、利用及び提供の制限

- (1) 実施機関は、防犯（監視）カメラの設置にあたっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限るものとし、かつ、その利用の目的をできる限り限定しなければならない。なお、防犯（監視）カメラを設置するときは、速やかに情報公開運営審議会に設置状況等を報告するものとする。
- (2) 実施機関は、防犯（監視）カメラの設置により、不特定多数の人の画像を収集するときは、個人情報保護の観点から画像の適正な維持・管理等に努め、正当な行政執行に関連があるときを除き、利用目的の範囲を超えた画像の利用や、実施機関以外のものに対する画像の提供をしない。
- (3) 実施機関は、防犯（監視）カメラの設置により、特定の個人を識別できる画像を収集し、組織的に利用するものとして保有するときは、個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第2条第3号の「保有個人情報」として取扱う。

4 管理責任者の設置等

- (1) 実施機関は、画像の適正な取扱いを確保するため、画像管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- (2) 管理責任者は、当該画像を利用して事務処理を所管する課長又はそれに相当する職にある者をもって充てる。
- (3) 管理責任者は、防犯（監視）カメラの設置表示や画像の保管方法等にかかわる防犯

(監視) カメラ設置・運用マニュアルを作成し、画像の漏えい、滅失又はき損の防止等の個人情報を保護するために必要な措置を講じる。

5 適正な維持管理等

実施機関は画像の保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる。

- (1) 画像を保存する場合は当該画像を加工することなく、撮影時の状態のまま保存する。
- (2) 防犯 (監視) カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写しない。
- (3) 管理責任者の許可なく画像を記録した記録媒体を画像表示装置又は録画装置の設置場所以外に持ち出さない。
- (4) 画像の保存期間 (重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間) は、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の画像の安全管理のため必要最小限度の期間とする。ただし、これによりがたい事情があるときは設置目的に応じて管理責任者が保存期間を定める。
- (5) 実施機関は、保存期間を経過した画像については、漏えい防止のため、これを確実かつ速やかに消去する。

6 受託者等の義務

- (1) 実施機関から防犯 (監視) カメラの設置又は管理の委託を受けた者及び地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項の規定により市の指定を受けたもの (以下「受託者等」という。) が、画像を保有する場合についても実施機関と同様に個人情報の保護に努める。
- (2) 実施機関は、受託者等に対し画像の保護を図るため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じる。

7 開示請求等

実施機関は、本人及び保護条例第 16 条第 3 項で開示請求を認められた者 (以下「本人等」という。) から本人が撮影、記録された画像の開示請求があったときは、画像だけではなく他の情報と照合するなど、本人の確認について慎重な措置を講ずる。なお、開示については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領 (平成 17 年 4 月 1 日)」により行う。

8 本人等以外の者からの開示請求

実施機関は、本人等以外の者から画像の開示請求があったときは、情報公開条例により取扱う。なお、開示については「電磁的記録の開示に関する事務取扱要領 (平成 17 年 4 月 1 日)」により行う。

9 苦情の処理

実施機関は、防犯 (監視) カメラにより撮影、記録された画像の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

資 料

(写)

18 川総行情第 984 号
平成 18 年 10 月 17 日

川崎市情報公開運営審議会
会長 藤原 静雄 様

川崎市長 阿部 孝夫

個人情報保護制度における防犯（監視）カメラの取扱い等について（諮問）

川崎市におきましては、昭和 61 年 1 月 1 日に個人情報保護条例を施行し個人情報保護についての施策を推進しております。

さて、昨今本市においてマンションからの児童の投げ落とし事件やトンネル内での殺人事件など深刻な犯罪が発生し、道路や公園・広場など公共施設等への防犯（監視）カメラ設置の必要性が論議されています。

一方、経済産業省の個人情報の保護にかかわるガイドラインにおいて、防犯（監視）カメラに記録された本人が判別できる映像情報については個人情報として取扱うことが示されるなど、防犯（監視）カメラの設置や運用に際し個人情報保護に配慮した対応が求められています。

つきましては、市が設置し、運用する防犯（監視）カメラの取扱いにかかわり、個人情報保護法や本市条例等との整合性を図り、個人情報の漏えいなど市民の権利利益侵害の防止を図るため「個人情報保護制度における防犯（監視）カメラの取扱い等について」を川崎市情報公開条例第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づき諮問いたします。

1 諮問事項

個人情報保護制度における防犯（監視）カメラの取扱い等について

- (1) 個人情報保護に配慮した防犯（監視）カメラの取扱いにかかわる基本事項
- (2) その他必要な事項

2 審議期間

平成 19 年 3 月中を目途に答申をいただきたく存じます。

(総務局情報管理部行政情報課情報公開担当)

電話 044(200)2107

FAX 044(200)3751

E-mail 16gyozyo1@city.kawasaki.jp

川崎市情報公開運営審議会委員名簿（任期：平成18年1月1日～平成19年12月31日）

（敬称略・五十音順）

区 分	氏 名	所 属 団 体 等	備 考
市民代表	青 木 葉 子	民生委員・児童委員	
	石 垣 喜久雄	川崎地域連合副議長	
	斉 藤 豊	公募委員	
	中 島 幹 光	公募委員	
	長 澤 明 彦	川崎商工会議所会頭	
	秦 松 雄	川崎市全町内会連合会常任理事	
	日 詰 弘	公募委員	
学識経験者	大 谷 和 子	（株）日本総合研究所法務部長	小委員会委員
	金 子 正 史	同志社大学司法研究科教授	小委員会委員
	高 井 佳江子	横浜弁護士会弁護士	小委員会委員
	並 木 裕 之	神奈川新聞社川崎総局長	小委員会委員
	廣 瀬 克 哉	法政大学法学部教授	副会長・小委員会委員長代理
	藤 井 龍 子	大阪大学大学院法学研究科招へい教授	
	藤 原 静 雄	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授	会長・小委員会委員長
	安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科法学部教授	小委員会委員

注）小委員会は、個人情報保護制度における防犯（監視）カメラの取扱い等について検討するため審議会に設けられたものです。

川崎市情報公開運営審議会における審議経過

1 審議会（全体会）

会議	開催日時	開催場所	主な審議事項
第2回	平成18年10月19日(木) 午前9時30分 ～午前11時50分	市役所第3庁舎 18階大会議室	1 個人情報保護制度における防犯(監視)カメラの取扱い等について 2 小委員会の設置について
第3回	平成19年2月6日(火) 午前10時～12時10分	いさご会館第 4・5会議室	1 小委員会における審議の経過について(報告・質疑)

2 小委員会

会議	開催日時	開催場所	主な審議事項
第1回	平成18年12月22日(金) 午後6時～8時	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 審議スケジュールと今後の進め方について 2 主な論点について
第2回	平成19年1月29日(月) 午前10時～12時	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 事務局作成要領案の検討、審議 2 審議会への中間報告について
第3回	平成19年3月15日(木) 午前10時～12時	市役所第3庁舎 18階第1会議室	1 答申案について 2 小委員会答申案の確定

【諮問第47号】

10川公審第2号
平成10年4月21日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成8年1月10日付け7川土交第115号をもって諮問のありました「首都高速道路の既存のトンネル換気所の粉じん捕集装置の①捕集物の種類 ②捕集物の粒度 ③捕集効率等すべての資料閲覧等請求拒否処分の件」について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件異議申立てに係る公文書はいずれも存在していないことが認められるので、実施機関である川崎市長（以下「実施機関」という。）がなした拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び審査の経緯

(1) 異議申立人は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、平成7年10月21日付けをもって「平成7年10月6日、大山ふるさと館において貴職を代表して、高速川崎縦貫道問題住民連絡協議会との話合いの席で広域交通対策室職員が用いた資料

1. 首都高速道路の既存のトンネル換気所の粉じん捕集装置の

- ① 捕集物の種類
- ② 捕集物の粒度
- ③ 捕集効率等すべての資料

2. 土木局道路環境対策会議要項

3. 土木局道路環境対策会議が現在までに審議した内容が分る全ての文書」

について閲覧等の請求をしたが、同年11月8日実施機関は、右請求に係る文書のうち、「1. トンネル換気所の粉じん捕集装置の①捕集物の種類、②捕集物の粒度、③捕集効率等全ての資料」については該当する文書は存在しないとして拒否処分をしたことから、申立人は、同文書について同年12月26日条例第14条1項にもとづきその不存在を争い、公開を求めて異議申立てを行った。（当審査会諮問第47号事件）

(2) 実施機関は、平成8年2月9日付けで非公開理由説明書を提出し、それに対し異議申立人は同年3月14日付け意見書を提出した。当審査会は平成9年2月1日に実施機関から事情聴取を行い、また、同年10月4日に異議申立人から口頭意見陳述と関係資料の提出を受けた。

3 当審査会の判断

(1) 請求文書に係る事実経過

平成7年10月6日高津区内の「大山街道ふるさと館」において、高速川崎縦貫道問題住民連絡協議会が主催する「第9回高速川崎縦貫道問題住民の集い」が開催され、参加住民約35名のほか、説明のため川崎市土木局広域交通対策室の職員9名が出席した。

当日の質疑の中で、トンネル換気所における防じんフィルターの効果に関する質問があり、その質問について実施機関は、既存の換気所での調査によれば、浮遊粒子状物質が0.5ミクロン程度まで捕集されており、防じん効率は試験粉体で60～70%であるとの説明を行った。

この説明に対して住民側からデータの出典について質問があり、実施機関は首都高速道路の既存トンネルにおける調査データであると回答した。

(2) 異議申立人は、実施機関の職員が前項の説明をするにつき、資料として用いた文書が一切存在しないとは到底考えられず、現にその説明の場で説明をしていた職員が隣席の職員に応援を求め、二人で文書を見入っていたのであるから、存在しないという

のは明らかに事実に反する。と主張する。これに対し実施機関は、前記の説明は職員が過去にフィルターの防じん効率について首都高速道路公団に尋ねた際に、同公団より説明を受けていた内容を述べたものであり、このときの照会は電話によるものであって、文書で行われたものではなく、また、照会に対する回答内容を文書に作成していないとし、説明会の席上「二人で見入った文書」については、現場で説明者が記憶に基づき発言したのち、隣席の職員に確認を求めた際その職員が個人的に作成していたメモを見せたものであると主張する。

このメモは、担当者が個人的に有用と考える情報をノートに記録していたものであり、実施機関が管理しているものではなく、条例上の「公文書」にはあたらないものであり、したがって、いずれにしても異議申立てに係る文書は存在しないと主張する。

- (3) 条例上、公文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（磁気テープその他これに類するものから出力又は採録されたもの及びマイクロフィルムを含む。）で当該実施機関が管理しているものをいう」（第2条1項）とされている。

当審査会は、実施機関から事情を聴取するとともに実施機関がメモであると主張する問題のノートの提出を受け、現状を検分した。その結果、ノートの体裁や記録内容等からして、職員個人の参考資料と認められ、実施機関が管理するものではなく、「公文書」にはあたらないと認定された。

また、その他に実施機関が異議申立てに係る文書を保有していることをうかがわせるような事情を認めることはできなかった。

したがって、異議申立てに係る文書はすべて存在しないとして、実施機関が閲覧等請求を拒否したことは妥当であると判断せざるを得ない。